

| 第2回新型インフルエンザ等対策審議会における議論を踏まえた行動計画案の修正について（案） |      |  |             |  |
|--|------|--|-------------|--|
| 項目   | 発言者  | 発言要旨   | 府の考え方       | 行動計画修正部分   |
| 柔軟な発生段階の移行                                   | 朝野会長 | 発生期の移行については、発生状況に応じた柔軟な対応が必要。前倒しでの対応が必要  | ・行動計画案の加筆修正 | P. 8<br>発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて国と協議の上、府に <u>において柔軟に</u> 判断する。   |
| 保健所を中心とした医療体制の整備と市町村の連携                      | 朝野会長 | 例えば、消防等、市がレギュレーションしているところと保健所がうまく連携できるのか。府あるいは政令市のバックアップがないと保健所としては、疫学的リンクを追いつつ医療提供体制を構築するのはかなり人的な負担になるのではないか。 | ・行動計画案の加筆   | P. 15<br>1. 搬送体制等について加筆<br>府保健所の役割の概要（表）<br>・保健所は、対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、 <u>市町村や医療関係団体等地域の関係者と情報共有及び連携体制を構築する。</u>              |
|  | 小野委員 | 医療体制の整備は保健所が中心といこうことであれば、市町村としてはそれを想定して圏域で会議をもって対策を考えていくが、そこはよくわからない。  |             | P. 31<br>（5）医療<br>①地域医療体制の整備<br>・府及び保健所設置市は、原則として、保健所の所管区域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置するなど、 <u>市町村や医療関係団体等</u> 地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療や搬送体制を整備する。 |
|  | 近藤委員 | 保健所に役割を果たしていただければ、市町村や医師会も含めて連携を図る。  |             | P. 11<br>2. 市町村の役割について加筆<br>・市町村は、 <u>保健所が行う搬送体制の整備に協力するとともに</u> 、府が、緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。   |
|  | 宮川委員 | 保健所の役割は相当に重いと認識。要望があれば、しっかり協議する。   |             | P. 17<br>3. 全庁体制の整備<br>・庁内各部局においては、国や市町村、関係機関、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。 <u>また、発生時においては、各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。</u>                          |

| 項目   | 発言者  | 発言要旨  | 府の考え方  | 行動計画修正部分  |
|------|------|---|--|---|
| 情報提供 | 窪川委員 | <p>情報提供の提供回数は、今後、報道機関と協議する中で決められるべきではないか。</p> | <p>・ 行動計画案の修正</p> <p>《補足》</p> <p>P. 13①サーベイランスで記載している患者の発生数の公表は、感染症法第 16 条に基づき、情報センターが行うもので、新型インフルエンザ等の場合は、毎日 2 回、全保健所から患者数を集約し、公表します。</p> <p>患者の発生数以外の情報については、P. 29 に記載のとおり、報道機関と事前に調整することとしています。</p> | <p>P. 14</p> <p>1. 重複部分の削除</p> <p><del>・ なお、患者発生状況については、速報性の観点から1日2回程度公表する。</del></p> <p>2. 記載の統一</p> <p>・ 感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日 2 回<del>程度</del>、定刻に提供する。</p> |

| 項目                    | 発言者  | 発言要旨  | 府の考え方  | 行動計画修正部分  |
|-----------------------|------|---|--|---|
| 抗インフルエンザウイルス薬の市場放出と流通 | 朝野会長 | 市場流通している量を把握して、流通の調整をしてもらいたい。                     | ・ 行動計画案の加筆   | P. 33<br>⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄<br>・ 府は、府内で流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を円滑に市場に供給するため、平時から指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と <u>情報共有するとともに、放出、流通のシミュレーションを実施するなど連携を強化</u> する。 |
|                       | 宮川委員 | 放出のシミュレーションを行い、医療機関に適切にいきわたるよう、マニュアル等に記載すべき。      |  |   |
|                       | 太田委員 | 放出、流通のシミュレーションは行うべき。                              |  |   |
|                       | 乾委員  | 平成 21 年に発生したパンデミック時の流通状況についてもデータとして活用すべき。         |  |   |
| 具体的な人員配置              | 八木委員 | 実際に起こった時に誰が対応するのか、シミュレーション等を通じてマニュアルに具体的に決めておくべき。 | ・ 行動計画案の加筆<br>《再掲》<br><br>・ マニュアル等には、具体的な人員体制を可能な範囲で記載します。 | P. 17<br>3. 全庁体制の整備<br>・ 庁内各部局においては、国や市町村、関係機関、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。 <u>また、発生時においては各種対策を円滑に推進できるよう全庁挙げた体制を整備する。</u>   |

| 行動計画案その他修正について |  |            |  |
|----------------|--|------------|--|
| 団体名等           | 意見要旨   | 府の考え方      | 行動計画修正部分   |
| 防衛省            | 臨時の医療施設の設置時には、知事から自衛隊に対し要請があれば協力する用意はあるが、それは対応の選択肢の一つであり、市町村と並列で自衛隊を例示することは不適當ではないか。 | ・ 行動計画案の修正 | P. 25<br>・ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、市町村等や自衛隊等関係機関と連携し、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保する必要がある。   |
| 大阪府歯科医師会       | 歯科医師の役割等を明確にすべき。   | ・ 行動計画案の加筆 | P. 12<br>(6) 医療機関の役割<br>医療機関 <u>(歯科医療機関を含む。以下同じ。)</u> は、新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努めるとともに、発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定 <u>やシミュレーションを実施する</u> 等事前の準備に努める。 |
| 太田委員           | 「診療継続計画」の策定と同時に、人材確保、検査薬・治療薬の流れをシミュレーションすることと不可分ではないか。                               |            | ④ <u>歯科医療機関</u><br><u>歯科を標榜していない病院と連携し、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者の口腔ケアを行うとともに、歯科救急をはじめ適切に歯科医療を提供する。</u>  |

| 項目                   | 府の考え方                                  | 行動計画修正部分 |  |
|----------------------|--|----------|--|
| 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について | 備蓄可能な抗インフルエンザウイルス薬の多様化に備え、国の記載に準拠するもの。 | P. 25    | <p>⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府は、国の行動計画に基づき、府民の 45% に相当する量を目標として、<del>新薬の承認状況も踏まえ、引き続き計画的に</del>抗インフルエンザウイルス薬<del>タミフル、リレンザ</del>の備蓄を計画的かつ安定的に進める。<del>タミフルとリレンザの備蓄割合は、概ね1対1とし、新薬の承認状況も踏まえ、計画的かつ安定的に備蓄を行う。</del>なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。</li> </ul> <p>P. 33</p> <p>⑥ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府は、国の行動計画に基づき、<del>新薬の承認状況も踏まえ、引き続き計画的にタミフル、リレンザ</del>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を計画的かつ安定的に進める。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。<del>備蓄割合は概ね1対1とし、新薬の承認状況も踏まえ、計画的な備蓄を行う。</del></li> </ul> |

| その他の意見                      |      |  |  |
|-----------------------------|------|--|--|
| 項目                          | 発言者  | 発言要旨   | 府の考え方  |
| 審議会の委員                      | 木野委員 | 備蓄薬剤の流通等の課題もあることから、卸や資材・機材メーカーも、この委員会の委員に入ってもらってはどうか。                          | 医薬品・医療資材等の関係団体については、指定地方公共機関に指定、もしくは薬剤等の調達や流通に関する協定を締結して、発生時にご協力頂くこととしています。<br>今後、指定地方公共機関等の連絡会を組成する予定としており、その中で、情報共有や連携強化を図りたいと考えております。   |
| 21年パンデミック時における備蓄薬品の流通状況について | 太田委員 | 2009年のときは、薬剤が届くのが遅かったような気がする。  | 平成21年のパンデミック時には、既に抗インフルエンザウイルス薬を備蓄しておりましたが、一般用ではなく、医療関係者の予防内服用に以下のとおり放出しました。<br><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月末(28～30日)に予防内服用として青タミフル5,000人分(平成17年度調達分)を感染症指定医療機関及び府内保健所に配布(本庁から大阪府医薬品卸協同組合へ依頼し、5社で配布)</li> <li>・平成21年5月中(2日～順次)に予防内服用として赤タミフル10,945人分(平成18年度調達分)を発熱外来や協力医療機関に配布(保健所で管内分を取りまとめ、本庁から大阪府医薬品卸協同組合へ依頼し、5社で配布)</li> </ul> ※なお、治療用として、備蓄薬剤の市場放出は行いませんでした。 |
| 事業計画、診療計画について               |      | 事業継続計画は診療継続計画よりも行政的な意味がより強いということか。<br>また、事業継続計画は大阪府ではすでに作成済みと思うが、これから別に作成するのか。 | 診療継続計画は医療機関が作成するもので、事業継続計画は医療機関を含めた事業所全般が作成の対象となります。<br>特に、登録事業者の登録時には策定が必須条件となります。<br>また、本府においては、既に事業継続計画は策定済みですが、法定計画の策定により修正を行います。  |
|                             |      | 診療継続のためには「横断的留意点」に、(3)あるいは(5)の中に「診療継続計画」という内容は必要ではないか。                         | 横断的留意点」における「(3)情報提供・共有」は府民に対する情報提供等についての留意点です。<br>診療継続については、対策推進のための役割分担の中の(6)医療機関の役割として記載しております。  |

| 項目      | 発言者  | 発言要旨   | 府の考え方  |
|---------|------|--|--|
| 情報提供・共有 | 太田委員 | 情報の提供と共有、収集に関しては、羅列的で、現在の電話やFAX、HPなどの手段を、どのように変えるのか誰が何時の時点でどのように使うかわかりにくい。 | 今後、マニュアル等に詳細を記載してまいります。                            |
| 医療      |      | 病院機構がこの行動計画の中でどのような役割を果たすのか。   | 病院機構等独立行政法人は、指定地方公共機関に指定する予定です。その役割は、P.12に記載があります。 |
|         |      | 保健所が抗インフルエンザ薬の予防投与をすべて担当するのは、負担が大きすぎないか。                                   | 今後、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄や投与等については、マニュアル作成時に検討してまいります。   |

| その他修正          |       |   |
|----------------|-------|---|
| ページ            | 修正理由  | 修正案   |
| P. 46          | 主語の明記 | <p>②住民への予防接種<br/>住民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、<b>政府対策本部が</b>、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で<b>決定する</b><del>される</del>。</p> <p>更に、住民への接種順位についても<b>は</b>、<b>政府対策本部が</b>、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて<b>決定する</b><del>される</del>。</p> |
|                | 誤植    | <ul style="list-style-type: none"> <li>府、市町村は、住民<b>に</b>対し、接種に関する情報を提供する。</li> </ul>  |
| P. 50<br>P. 58 | 修正漏れ  | 小売・卸売業者 <b>に</b> <del>への</del> <b>生活必需品等に関する流通維持</b> 、事業継続を要請する。また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。  |
| P. 17          | 誤植    | (6) 府民生活 <b>及び</b> <del>と</del> 府民経済の安定 <b>の確保</b>  |
| P. 35          |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>海外での発生状況について注意喚起するとともに、<del>府内発生に備え</del>、<b>府内で</b>発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、府民に準備を促す。</li> </ul>   |
| P. 87          |       | ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス <b>ス</b> 薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。   |
| P. 48          | 語句の統一 | <p>⑤抗インフルエンザウイルス薬<br/>府は、抗インフルエンザ<b>ウイルス</b>薬の適切な使用に努めるとともに、医療機関に対してもその旨要請する。</p>   |
| P. 59          |       | 【参考：政府 <b>関係系</b> 金融機関 <b>等</b> における措置】   |